

令和7年6月17日
航空局安全部
無人航空機安全課

土橋産業株式会社に対する業務改善勧告について

今般、無人航空機操縦者技能証明の登録講習機関（※）である土橋産業株式会社において、以下のとおり、同社が行う無人航空機講習に複数の不適切な事項が認められました。国土交通省航空局は、本日付で同社に対して業務改善勧告を行い、再発防止策を検討の上、令和7年7月17日までに再発防止策を報告するよう指示しましたのでお知らせします。

※無人航空機操縦者技能証明に関しては、国土交通大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が行う講習（無人航空機講習）を修了した者について、実地試験を免除することができることとされている。

（登録講習機関概要）

機関名：土橋産業株式会社

登録日：令和5年3月22日

本社所在地：佐賀県武雄市北方町大字大崎1103番地

登録講習機関の種類：

二等無人航空機操縦士（回転翼航空機（マルチローター））講習機関

（確認された主な不適切事項の概要）

- 修了審査及び修了証明書の発行を受けた者の中に学科講習の修了を確認できない者が存在
- 実地講習及び修了審査を実施していないとみなせる者に対する修了証明書の発行
- 特定飛行における承認の未取得 等

国土交通省航空局は、同社において適切な措置が確実に実施されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

添付資料：土橋産業株式会社に対する業務改善勧告の文書

以上

《問い合わせ先》

航空局 安全部 無人航空機安全課 勝間・稲吉

TEL（直通）03-5253-8615（代表）03-5253-8111（内線 48279・48182）